

「銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(銃類剣類)」の制定案の概要について

1 趣旨

最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずるため、平成20年12月5日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」という。）により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）が改正されました。

改正法の規定のうち、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（平成21年6月4日までに施行）されるものは、次のような内容です。

- ① 銃砲刀剣類所持者に対し必要な報告を求め、関係者に照会するなど、行政調査に関する規定を整備すること。
- ② 調査の間の銃砲刀剣類の保管に関する規定を整備すること。
- ③ 都道府県公安委員会に対する申出制度を新設すること。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行細則案」（以下「細則案」という。）は、前記①の「行政調査に関する規定の整備」において、都道府県公安委員会が、銃砲刀剣類の所持者が引き続き所持許可の基準に適合しているかどうかなどを調査するため必要があると認めるときは、その所持者に対し必要な報告を求め、又はその指定する医師に診断を受けるべきことを命ずることができる（改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第12条の3）こととされたことを踏まえて、指定する医師（以下「指定医」という。）の基準等を定めるほか、併せて、銃砲刀剣類所持等取締法及び下位法令を施行するために必要な各種届出等に係る様式等を定めるものです。

2 細則案の概要

(1) 指定医の基準等（第11条関係）

ア 指定医の基準

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者 ※ 統合失調症、そううつ病等にかかっている者、アルコール、麻薬等の中毒者等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に規定する病気にかかっている者 ※ てんかん（発作が再発するおそれがないもの等を除く。）にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

イ 指定の期間等

指定医の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げない。

ウ 公示

指定医の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を公示する。

(2) 各種届出等に係る様式等

ア 各種届出等に係る様式 (第2条~第4条、第6条、第8条、第10条、第12条~第14条関係)

銃砲刀剣類製造等の事業の廃止の届出、許可証の亡失等の届出等の各種届出に係る様式、立入検査に係る身分を示す証明書の様式等を定める。

イ 許可の期間等 (第5条、第7条、第9条関係)

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者等に対する許可の期間等を定める。

3 施行期日(予定)

改正法の施行日(改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成21年6月4日までの日))から施行予定

4 その他

法(抜粋)等については、別添のとおり